

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	R01.10.11
作成	R01.08.20、R01.05.10 H28.01.22、H25.12.26、 H25.08.19、H25.07.26

検討課題	4	監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について）		
区分	IV - A			
関連条例内容	<p>（議会運営の原則）</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p>		<p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	
検討内容	・通年議会の調査について			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は市長が招集する。（地方自治法101条1項） ・ 議長または議員定数の1/4以上の者は、市長に対し臨時会の招集を請求できる。（執行部からの議案が無い場合等）（地方自治法101条2～6項） ・ 亀山市議会の定例会の招集回数は毎年4回とする。（亀山市議会定例会の招集回数に関する条例） ・ 亀山市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、都合によりこれを変更することができる。（亀山市議会定例会の招集に関する規則） ・ 平成21年5月18日、招集に関する規則の一部改正を行い、ただし書きの「都合により変更できること」を追加し、以後会期が長くなる3月や9月は前月の終わりから開会している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の年4回の定例会から、年間を通して開催する通年議会について、そのメリットデメリットを調査検討し、導入の可否について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年議会の考え方と、導入にあたってのメリット及びデメリットの資料作成。（第13回検討部会での意見） ・ 通年議会についての調査を㈱ぎょうせいへ委託。 ・ 通年議会の調査結果について、㈱ぎょうせいより調査資料の説明を受け、内容を確認し、協議の結果、通年議会についての検討は、必要である時期がきた時に再度議論することを確認。（平成28年1月22日第36回検討部会） ・ 通年議会について検討課題として議論（平成31年2月6日第55回検討部会、平成31年4月10日第56回検討部会） ・ 議会改革推進会議を開催し、議員全員に通年議会のメリット・デメリットを説明して、通年議会導入に対する意見を求めることを確認（令和元年5月10日第57回検討部会） 	

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法等の一部改正に伴う市税条例等の一部改正は、3/31で専決処分されることが多く、承認のみで議論ができない。 ・ 定例会以外で議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことを理由に市長の専決処分が行われている。 ・ 定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする通年議会を導入する議会がでてきた。 (三重県議会【資料①参照】、四日市市議会) ・ 通年議会は、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分や、災害などの突発的な事件、緊急の行政課題に対応可能。 ・ 議会運営委員会が津市議会を行政視察 (平成25年8月6日) ・ 議会運営委員会が枚方市議会及び小松島市議会を行政視察(平成30年7月30・31日) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会改革推進会議を開催し、年議会導入に対する意見を求めた。(令和元年5月20日第26回議会改革推進会議) ・ これまでの検討部会での議論及び推進会議における議員の意見を踏まえ、通年議会について現時点では導入しないが、必要である時期がきた時に再度議論することを確認。(令和元年8月20日第58回検討部会)
<p>地方自治法</p> <p>第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。</p> <p>② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。</p> <p>③ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。</p> <p>④ 前2項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から20日以内に臨時会を招集しなければならない。</p> <p>⑤ 第2項の規定による請求のあつた日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。</p> <p>⑥ 第3項の規定による請求のあつた日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、第3項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあっては10日以内、町村にあっては6日以内に臨時会を招集しなければならない。</p> <p>⑦ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。</p> <p>③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。</p> <p>④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。</p> <p>⑤ 前条第5項又は第6項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第2項又は第3項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。</p> <p>⑥ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前3項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。</p> <p>⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。</p>		

- 第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。
- ② 前項の議会は、第4項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。
- ③ 第1項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなったときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなった日をもつて、会期は終了するものとする。
- ④ 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第1項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。
- ⑤ 第3項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。
- ⑥ 第1項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。
- ⑦ 普通地方公共団体の長は、第1項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあっては7日以内、町村にあっては3日以内に会議を開かなければならない。
- ⑧ 第1項の場合における第74条第3項、第121条第1項、第243条の3第2項及び第3項並びに第252条の39第4項の規定の適用については、第74条第3項中「20日以内に議会を招集し、」とあるのは「20日以内に」と、第121条第1項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第243条の3第2項及び第3項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第252条の39第4項中「20日以内に議会を招集し」とあるのは「20日以内に」とする。